

## 資料2

### 部会名及び審議事項（案）

（委員名は五十音順）

部 会 名	調査審議する事項
審査請求案件等審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の本人収集の例外事項（個人情報保護条例第7条第3項第7号（同条例第53条の2及び第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・要配慮個人情報の収集禁止に対する例外事項（個人情報保護条例第7条第5項ただし書（同条例第53条の2及び第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・個人情報の目的外利用・提供禁止に対する例外事項（個人情報保護条例第8条第2項第9号（同条例第53条の2及び第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・是正の申出に対する措置等（個人情報保護条例第34条第2項（同条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・個人情報開示決定等に係る審査請求（個人情報保護条例第35条第1項（同条例第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・事業者に関する勧告及び事実の公表等（個人情報保護条例第49条第2項、第51条、第52条第1項）</li> <li>・審議会の建議（個人情報第57条第1項）</li> </ul>
ネットワーク利用による個人情報保護に係る部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報保護評価書（重点項目評価書又は全項目評価書）（特定個人情報保護評価に関する規則第2条第2号、同規則第7条第4項）</li> <li>・通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項（個人情報保護条例第8条第5項（同条例第53条の2及び第53条の3第1項において準用する場合を含む。））</li> <li>・住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用（住民基本台帳法第30条の40第2項及び大阪府住民基本台帳法施行条例第6条）</li> </ul>

※両部会の担任する事務にまたがる事項について実施機関から諮問があったときは、両部会長が協議の上、調査審議の方法を決定するものとする。